# ■概要

<b>一阪女</b>	
2 つの方針	①まとまりのある市街地と集落の整備
	新たな開発を抑制し、まとまりのある市街地と集落の整備 を進めるため、土地利用、都市施設の整備を進めます。
	②軸の整備と市内連携の充実
	市内各拠点をつなぐ軸の整備を図るとともに、市内における多様な連携の充実を図っていきます。また、公共交通などを中心として、市民の暮らしを支えるシビルミニマムを確保し、暮らしやすい都市の実現をあわせて目指します。
都市のビジョン	この街が私のふるさと なばり
	にぎわいも くらしも きずなも とわに久しく 美しく 住み続けたいこのまちが、私たち共有の財産です。
	・市街地・集落にまとまりのある都市 ・適切な居住環境を選択できる都市 ・安心して暮らせる都市
	②連携の強化 ・交通軸の整った都市 ・市民の暮しを支える都市
	③美しい都市 ・地域の活力を創造する都市
将来の都市構造 とまちづくりの 方針	・市街地拠点、生活文化拠点、産業拠点、観光・交流拠点など市 内各拠点に応じた土地利用規制と都市施設整備を行います。
	・東西・南北の都市交通軸の整備により市域全体の連携を強化す
	るとともに、広域交通軸の整備を通じて広域アクセスの改善を 図ります。また、市内交通軸の充実により利便性向上に取り組 みます。
土地利用	・適切な土地利用の規制・誘導を通じて、二地域居住、田舎暮ら し、まちなか居住など本市の財産である多様な居住環境の魅力
	を高めていきます。
	・秩序立った土地利用の推進により整然とした美しい都市を目指します。
	・ <u>農地や山林、自然公園区域など土地の特性に応じた利用を図り</u> 災害に強い都市づくりを進めます。
都市施設の整備	・魅力的な市街地・集落を形成していくため、拠点の特性に応じ
	た都市施設の整備を図ります。 ・魅力的な市街地の公園、山間地における体験空間など地域の魅
	力を高める都市施設の整備を図ります。
	・集約型都市の実現を支える軸の整備など、持続可能な都市を目 指した都市施設の整備を進めます。
	・公共交通の確保などいつまでも安心して暮らすことのできる都
	市施設の整備を目指します。

赤字部分:今回追記修正(案) 赤下線部:関連事項記述済部分

### 1 計画の柱

## 1)多様な居住

~このまちが私の人生の舞台、自分らしく暮らせるまちに~

ライフスタイル、ライフステージに応じて適切な居住環境を選択できる 都市づくり

- ・暮らしのまちである本市の重要な資源として、多様な居住環境があります。歴史と伝統豊かな町屋での暮らし、自然に恵まれた農村や山村での暮らし、近代的な住宅地での暮らしなど様々です。このような多様な居住環境を市民一人ひとりの生き方(ライフスタイル)や市民一人ひとりの生活段階(ライフステージ)に応じて比較的容易に選択が可能となる都市づくりを進めます。
- ・そのため、新たな開発を抑制しまとまりのある市街地や集落を形成し、市街地や集落にお ける暮らしやすい環境の整備を図っていきます。
- ・さらに、地形・地質、自然環境に配慮した土地利用や防災に配慮した都市施設整備を進めることにより、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

### 2)連携の強化

~ ここがわたしのふるさと、つながりがゆたかに続くまちに~

### | 交通ネットワークの整備による機能的で暮らしやすい都市づくり

- ・暮らしの場となる市街地や集落の整備を図るとともにこれらをつなぐ交通軸の整備を進め 機能的・機動的な都市の実現を目指します。
- ・また、施設配置についても規模や利用圏に応じた適切な集中と役割分担を実現していきま す。
- ・同時に、市民の暮らしを支えるシビルミニマムとしての公共交通の確保など様々な側面からの「つながり」が充実したまちづくりを目指します。

#### 3)美しい都市

~ 美しい公園を散歩しているような、歩くことが楽しいまちに~

### 地域の特色を活かし、活力と潤いを創造していく美しい都市づくり

- ・本市には豊かな自然、長い歴史をもつ農村、歴史的・文化的資源、美しい野山など多様な 風景が残されています。
- ・このようなまちの美しさを育て、市全域が公園のような魅力的なまちづくりを進めていか なければなりません。

### 2 都市のビジョン

3つの柱を総合する本市の将来の都市のビジョンを次のように定めます。

この街が私のふるさと なばり

にぎわいも くらしも きずなも とわに久しく 美しく

住み続けたいこのまちが、私たち共有の財産です。

### 3 その他の土地利用規制の対象地域

#### 農地や山林など

市内には、「農業振興地域の整備に関する法律」によって総合的に農業の振興を図ることを目的とした地域があり、一般に「農業振興地域」(以下、「農振地域」と呼びます。)と呼ばれています。農振地域はさらに、農用地として土地の利用が強く規制される区域(以下「農振農用地」と呼びます。)と農用地以外の区域(以下「農振白地」と呼びます。)などに分けられています。

従来、農振白地地域においては、開発に関して充分な規制が行われないまま建物が立地してきましたが、都市計画法の改正により、用途地域もしくは地区計画の指定のない地域における開発行為はこれまでよりも強い規制が行われることとなりました。

また、本市の将来の都市としてのあり方を考えても、今後は、住宅地を含めて開発を抑制していく必要があると考えられます。

また、市内には、森林法によって森林の保全と林業の振興を図るべきことを目的とした地域が定められています。(この中には、地域森林計画対象民有林、保安林などがありますが、以下、総称して「森林地域」と呼びます。)

森林地域に関しては、自然環境の保全のため、無秩序な開発等を抑制していく必要があります。

さらに、農地や森林を守ることは災害防除の観点からも重要であること、これらの地域における無秩序な開発は災害につながりやすいことなどを考慮して、基本的には開発を抑制し無秩序に市街化が進まないよう取組みを進めていきます。

- ・農業振興地域内の白地地域に関しては、無秩序な開発を原則的に抑制するため、 特定用途制限地域や景観法等の活用について検討を進めます。
- ・農業集落内において集落内の住宅需要等に適切に対応できるよう、集落内の土地 利用をコントロールするための計画づくりを進めます。
- ・農業振興地域内の農用地に関しては、農地としての保全と有効活用に努めるとともに、耕作放棄対策を行っていきます。
- ・用途地域の定められていない地域においては自然の豊かさを活かしたまちづくり を進めるため、環境の悪化や生活環境への影響を及ぼすおそれのある一定規模以 上の土地利用を抑制する特定用途制限地域等の指定を検討します。
- ・特定用途制限地域による規制の対象としては、住宅、工場、商業施設などが考えられますが、本市の都市づくりに関する方向や社会動向等を見定めつつ、適切な規制・誘導を行うことができるよう、検討を進めます。
- ・また規制・誘導の検討にあたっては、各地域づくり組織や関係諸団体など様々な 立場から参画できる機会を設けていきます。
- ・農地や森林の果たす環境保全機能を重視していきます。またこれらの地域の無秩 序な開発は災害につながりやすいため災害防除の観点からも保全を促進していき ます。

#### 自然公園区域等

自然公園区域等は、良好な自然環境を保全するため従来にも増して環境の保全と開発に関する規制の強化を図っていくべきであり、以下の方針で取組みを進めます。

- ・自然公園区域等が指定されている区域においては、これらの土地利用規制の適切な運用を図るとともに、これらの地域は、本市における観光・交流の拠点となる地域であり、地域の振興のため、必要に応じて適切な施設整備等を行います。
- ・西部地域の森林は防災上の役割と市街地の背景としての美しい緑地空間を形成しており、既存の自然環境を積極的に保全します。

# V. 都市施設整備の方針

本市が従来行ってきた都市施設(道路や公園などの都市を支える基盤となる施設)の整備は、本市の発展に大きく寄与してきました。しかし、近年の社会経済状況や都市に関する考え方の変化を考慮すると、従来の都市の拡大を前提とした都市施設のあり方は見直しの時期を迎えています。

そのため、今後の都市施設整備にあたっては、

- ・社会経済の変化(人口の減少や高齢化、自動車需要の減少等)を考慮した都市施設の 整備
- ・施設の必要性を判断するうえで、地域の特性や都市施設の役割の再検討
- ・厳しい財政状況を踏まえ、経済性や計画の現実性に配慮した見直し
- ・地域における市民のまちづくりに関する考え方や地域における合意形成の評価
- ・既存の施設の活用や再利用、維持管理を視野に入れたコスト管理

などを行うことが不可欠となっています。

また、暮らしのまちとして、安全、安心のまちづくりはすべての施策の基本であることから、都市施設の整備においても災害に強い都市づくりを目標とします。

なお、以下に挙げた都市施設に関する整備の方針は、計画期間20年間での実現を目指した ものですが、その多くが市民の協力と実現に向けた合意形成が不可欠であることから、市民 との協働や「新たな公」の社会形成を通じた施設の整備を図り、持続可能なまちづくりを進 めていかなければなりません。

# 1 道路・交通施設

#### 「(仮称)総合交通マスタープラン」の策定

・充実した交通システムの実現のため、道路整備、モビリティマネジメント<sup>7</sup>、コミュニティバスなどの都市交通に関する総合的な方針等をまとめた、「(仮称)総合交通マスタープラン」を策定します。

#### 安全で快適な道路・交通環境の形成

・総合的なまちづくりの観点から、道路交通の安全性の確保、快適な走行環境の実現、良好な沿道環境の創造など安全で快適な道路・交通環境の形成を目指します。

#### 交通軸の整備

- ・都市交通軸については、関係機関への要請を通じて道路の整備促進を図ります。 また、周辺環境に応じて沿道・沿線の土地利用を柔軟にコントロールし、都市の 軸にふさわしい交通環境の形成を図ります。
- ・広域交通軸については、大都市圏アクセス改善のため道路の整備を要請していき ます。
- ・市内交通軸のうち、環状道路ネットワークについては、適切な路線の選択や整備 手法の検討を行うとともに沿道景観にも配慮した整備を促進します。
- ・拠点連絡ネットワークについては、道路の位置付け、役割を充分に配慮した整備 を進めていきます。

<sup>7「</sup>一人ひとりのモビリティ(移動)が、社会的にも個人的にも望ましい方向に自発的に変化することを促すコミュニケーションを中心とした交通政策」(土木学会「モビリティマネジメントの手引き」より)